平成２４年（フ）第３２３号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町498－１、住民票上の住所山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1050番地１
破産者　立花　勝美
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
岐阜県高山市上宝町本郷2590番地１
破産者　小椋　康宏
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
静岡県藤枝市横内2218番地、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内101番地の２　花みずき303号
破産者　青野　真也
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７７６号
大阪府寝屋川市成田西町14番10号、開始決定時大阪府枚方市茄子作１丁目39番21号
破産者　久保田靖雄
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９５号
大阪市生野区勝山北１丁目２番１号秋國ビル３Ｆ、開始決定時の住所大阪市生野区巽中２丁目５番21号
破産者　棟朝　英夫
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５８号
大阪市浪速区下寺３丁目３番10号　井上ビル７Ｅ号
破産者　吉田　拓郎
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１２号
大阪市都島区高倉町３丁目13番３号
破産者　片山　敏浩
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００３号
大阪市北区紅梅町３－２　大橋ビル202号、開始決定時の住所大阪市北区東天満１丁目10番８－904号
破産者　和田　俊子
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８４号
大阪府寝屋川市宝町20番２号
破産者　ＭＩテクノこと　岩名　　實
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０３号
大阪府高槻市別所本町50番１－605号
破産者　幸恵工業こと　永丘　友和
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４０号
大阪市鶴見区横堤４丁目１番21号
破産者　茂木　美伸
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目602番地の15
破産者　松本　　悟
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９号
大阪市大正区鶴町１丁目８番17号　スリースター鶴町407号
破産者　べんとう屋こと　則岡　　健
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００号
中華人民共和国北京市朝**阳**区甜水西**园**万科公**园**５－７－1905、住民票上の住所大阪市西区北堀江１丁目22番２－1502号
破産者　秋吉　　智
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４０号
大阪府河内長野市桐ケ丘16番13号
破産者　西山　恭司
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２８号
堺市堺区宿屋町西２丁２番22号　エミリエ堺303号
破産者　橋本元秀こと　崔　　元烈
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２９号
堺市堺区宿屋町西２丁２番22号　エミリエ堺303号
破産者　橋本栄子こと　徐　　栄子
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
堺市西区草部1800番地１－1003、住民票上の住所大阪府阪南市石田254番地の17
破産者　大橋千賀子
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
堺市北区金岡町787番地４
破産者　飛田　　猛
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係